

令和 5 年 5 月 11 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より、標記の事務連絡が発出されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

今般、第 216 回社会保障審議会介護給付費分科会（令和 5 年 4 月 27 日開催）において、本年 5 月 8 日の新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類に移行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いの見直し案が提示され、了承されました。

本事務連絡では、これまでに厚生労働省より発出された新型コロナウイルス特例の事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、位置づけ変更後の状況などに応じた見直しについて示されています。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

なお、令和 3 年 8 月 10 日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るケアマネジメント業務の弾力対応等の図について（日介支専協第 3-0196 号）」でご連絡いたしました、当協会において作成した「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るケアマネジメント業務の弾力対応について」の図につきましては、現在、見直しを進めております。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当：佐藤里美
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp